

【介護講習に関わる公開すべき情報内容】

1 研修機関（当学院）について

(1) 事業所名・住所

北海道立旭川高等技術専門学院 所在地 〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号

(2) 理念

本学院は職業能力開発促進法に基づき、労働者の職業に必要な能力を開発し向上させ、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに経済及び社会の発展に寄与することを目的とした職業能力開発施設です。

(3) 学則

介護アシスト科 介護職員初任者研修 「学則」による。

(4) 研修施設、設備

各職種の技能・技術の習得に必要な設備（実習場・実習機材等）を備えています。介護職員に必要な設備も備えています。

2 研修について

(1) 研修の対象

北海道立旭川高等技術専門学院 介護アシスト科に在籍する学生

(2) 研修のスケジュール

講習期間 令和5年9月中旬～令和6年3月

(修了評価(学科試験・実技試験)をもって講習修了とする。)

(3) 研修の定員と講師

定員10名 指導員数12名

(4) 費用

テキスト代・実習施設利用料等の入学経費(5万5千円程度)は別途個人負担とする。

(5) 留意事項

研修の終了にあたっては以下の条件を満たしていることが必要です。

◎講義・演習及び実習について全てのカリキュラムに出席していること(実習でのレポート提出の補講は認めない)。

◎筆記試験・実技試験に合格していること。

(6) 研修課程編成責任者

介護アシスト科 訓練指導員 戸松 全子

(7) 研修カリキュラム

研修カリキュラム(科目別シラバス等)の表を参照。

(8) 修了評価の方法及び基準

各講義・演習の評価は筆記試験・実技試験により評価する。

施設における実習の評価は実習先担当者の評価による。

(9) 実習協力機関

機 関 名	住 所
特別養護老人ホーム 養生の杜カムイ 設 置 者 社会福祉法人慶友会 事業内容 短期入所生活介護・居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム・グループホーム 訪問介護・デイサービス 実習指導者 介護福祉士 高儀 千秋 氏	旭川市永山町5丁目136番地の1 TEL 0166-47-7730

(10) 実習の内容

教科名「介護実習」においては、特別養護老人ホーム等における介護業務の実習を実施する。

(11) 実習の指導体制

実習担当者及び実習協力機関の実習指導者の指導の下、実習を行う。

(12) 講師情報

氏名	資格	担当教科名
橋本 美恵子	看護師・介護支援専門員	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 等
高儀 千秋	介護福祉士・介護支援専門員	◎施設実習 介護実習
杉本 龍治	介護福祉士・介護支援専門員	3 介護の基本 等
村上 景太	介護福祉士・介護支援専門員	1 職務の理解 等
前川 将一	介護福祉士・介護支援専門員	2 介護における尊厳の保持・自立支援 等
豊田 淑子	看護師・介護支援専門員	6 老化の理解 等
戸松 全子	介護福祉士・介護支援専門員	2 介護における尊厳の保持・自立支援 等
鎌田 美香	看護師	1 職務の理解 等
西尾 裕太	介護福祉士	9 こころとからだのしくみと生活支援技術
後藤 一水	介護福祉士	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携
板東 裕之	介護福祉士	9 こころとからだのしくみと生活支援技術
阿部 祐介	介護福祉士	9 こころとからだのしくみと生活支援技術

(13) 実績情報（過去5年分）

	実施回数（回）	受講者数（名）	資格取得者（名）
平成30年度	1	4	4
令和元年度	1	5	5
令和2年度	1	1	0
令和3年度	1	2	2
令和4年度	1	3	3

(14) 連絡先等

北海道立旭川高等技術専門学院
 訓練管理課 能力開発総合センター
 TEL 0166-65-6220

3 学則

(1) 研修の目的

知的障害者を対象に職業訓練機関として職業能力（介護職員初任者研修）を付与し、職業的自立と雇用の促進を図る。

(2) 研修の名称

介護アシスト科 介護職員初任者研修

(3) 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
旭川市	昼間	1年	6ヶ月	10名	※1無料	当学院介護アシスト科の在学者に限る。

※1 テキスト代・実習施設利用料（1万6千円程度）は別途個人負担とする。

(4) 受講手続

ア 受講料納入方法 受講料なし。（ただし、テキスト代等は個人負担とする）

イ 受講料返還方法 受講料なし。（テキスト購入後は受講が無くてもテキスト代は返還しない。）

(5) カリキュラム

研修カリキュラム（科目シラバス等）の表を参照。

(6) 主要テキスト

「介護職員初任者研修テキスト」 中央法規出版株式会社

(7) 修了認定

ア 出欠の確認方法 各教科の開始前に出欠確認を行う。

イ 成績の評定方法

(ア) 講義については学科試験を実施し、得点が60%以上である者を合格とする。

(イ) 演習については実技試験を実施し、評価点（5段階評価）が3以上である者を合格とする。

(ウ) 講義・演習の不合格者に対しては原則として追試験を行う。

(エ) 実習は実習先において介護実習の評価を行う。

(オ) 介護実習の評価は優・良・可・不可で行い、可以上である者を合格とする。

ウ 修了の認定方法

(ア) 講義・演習及び実習については養成研修カリキュラムの全ての時間に参加していること。

ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、講義にあつてはレポートの提出、演習にあつては補講を受けることで出席と見なすことができる。

(イ) 成績評定において、講義・演習・実習について合格していること。

(ウ) 実習における評価は、介護事業所の指導者による実習評価表を基に認定会議において、指導者の所感、実習記録及び実習終了後のまとめなどから総合的に協議・判断を行い、修了最終評価とする

(エ) 修了認定会議において、上記（1）（2）について承認された者であること。

エ 修了証明書 修了が認定された者には修了証明書を交付する。

(8) 補講の取扱い

講義及び演習において社会通念上やむを得ない理由により欠席した場合は、講義にあつてはレポートの提出、演習にあつては補講を受けることで出席と見なすことができる。

施設における実習については必ず履修することとし、補講は行わない。

(9) 退学規定

ア 受講者が退学しようとする時は、所定の退学願いを提出すること。

イ 受講者が当校の定める諸規定を守らず、または学生の本分に劣る行為があった時は退学を命ずる事がある。(北海道立旭川高等技術専門学院運営規則による)

(ア) 性行不良で改善の見込みのない者。

(イ) 規定の教科を欠席し、その後の補習も受講しない者。

(ウ) 研修の秩序を乱している者。

ウ 成績不良等により終了が見込めない者に対しては補講の受講を中断する事がある。

(10) 講師

講師情報の表を参照。

(11) 実習施設

実習協力機関についての表を参照。